

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：中濃消防組合

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	67.1%※ ¹
任期の定めのない常勤職員以外の職員	64.0%※ ²
全職員	57.5%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	—
本庁課長補佐相当職	—
本庁係長相当職	—

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	—
26～30年	—
21～25年	—
16～20年	—
11～15年	70.5%
6～10年	93.2%
1～5年	109.3%

【説明欄】

- ※1 任期の定めのない常勤職員における女性職員の割合は、令和8年3月31日時点で3.7%で、勤続年数14年以下の職員が10割を占めており、相対的に給与水準の低い職員に偏っていることや、育児休業が女性に偏っているため、67.1%となった。
- ※2 任期の定めのない常勤職員以外の職員である再任用職員と、会計年度任用職員の給与を条例に基づいて比較すると、前者の給与水準が高くなる。当組合においては再任用職員には男性のみが、会計年度任用職員には女性のみが任用されていることから、64.0%となった。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。